

世田谷区養育費強制執行等助成事業 よくあるご質問（FAQ）

令和7年6月1日時点の情報で作成しています。
今後の状況により、内容が変更となる場合があります

対象者

Q

令和6年3月31日に強制執行の申立てが決定した場合は、助成対象？

助成対象外です。
本事業は、令和7年4月1日以後に行った強制執行申立て等に係る費用のうち、同日以降に支払った費用を対象としています。

対象者

Q

世田谷区内で、同一の子を対象として2度目の申請は可能？

申請できません。
別内容（2回目の強制執行申立て）であっても、同一の子に対しては、世田谷区の助成金は1度きりの申請です。

対象者

Q

法テラスの立替金の償還が免除となった場合は対象となる？

助成対象外です。
対象経費に関わらず、本助成金と免除を併用することは出来ません。

対象者

Q

子どもが区外にいる場合でも助成対象？

助成対象です。
ただし、事前相談時に本事業の対象要件のひとつである「子を現に扶養していること」の確認をさせていただきます。

対象者

Q 所得制限はあるか？

所得制限はありません。

対象者

Q

令和7年3月31日以前に財産開示手続きや第三者からの情報取得手続きの申立てをし、4月に入ってから強制執行申立てを行った場合、すべての手続きが助成の対象となる？

- 令和7年3月31日以前の財産開示手続きや第三者からの情報取得手続き
→助成対象外
- 令和7年4月以後の強制執行申立て
→令和7年4月1日以後に支払った助成対象経費のみ対象

対象経費

Q

強制執行のために必要な財産開示手続きや第三者からの情報取得手続きの申立てのみ行い、その後強制執行は行わなかった場合（未払い分の支払いが完了した等）助成対象となる？

強制執行を行わなかった場合は対象外となります。

対象経費

Q

令和6年3月31日に支払った費用は対象？

対象外です。
令和7年4月1日以後に支払った費用のみ対象です。
（同日以後に強制執行の申立てが決定している場合に限る）

事前相談

Q 事前相談を受けなくても申請可能？

事前相談を実施していない場合は、申請出来ません（令和7年4月1日から5月31日までに助成対象経費に係る手続（弁護士契約等）をされた方を除く）

事前相談

Q 債務名義はコピーでも可能？

問題ございません。
原本をお持ちの場合は、区にてコピーを取らせていただきます。

事前相談

Q 事前相談はどのタイミングでしなければならない？

原則、対象経費に係る費用を支払う前に事前相談をしてください。（弁護士相談時に相談料が発生した場合は、相談料を支払後に事前相談で差し支えございません。）具体的なタイミングはホームページをご確認ください。

事前相談

Q 令和7年4月1日から5月31日までに強制執行の申立てが決定した場合は、事前相談せずに申請が可能？

可能です。

事前相談

Q

令和7年6月1日に弁護士等との契約をした場合は、事前相談せずに申請が可能？

事業開始直後に弁護士等との契約を行った場合については、子ども家庭課（03-5432-2569）にご相談ください。

Q

令和7年3月31日以前に実費の支払いまたは弁護士等との契約を開始し、令和7年4月1日以後に強制執行申立てが決定した場合は、事前相談せずに申請が可能？

可能です。

事前相談

Q

事前相談は行ったがその後申請しないことが決まった場合、どのようにすれば良い？

子ども家庭課（03-5432-2569）へご一報ください。特に書類等の提出は不要です。

事前相談

Q

弁護士等へ依頼する場合、弁護士相談をした後でも事前相談可能？

可能です。事前相談事に相談料を支払ってしまった場合でも、弁護士相談後に事前相談してください。

事前相談

申請

Q 申請書類は原本を提出しなければならない？

コピーでの提出で問題ございません。

申請

Q 交付決定を受ける前に申請内容に誤りがあったことに気づいた場合はどのようにすればよいか。

子ども家庭課（03-5432-2569）へお問合せ下さい。

申請

Q 領収書をなくしてしまった場合、その金額分を申請可能？

出来ません。
その金額を支払った根拠資料として必要です。

申請

Q 法テラスの立替金の猶予となった場合は、申請可能？

猶予が申請前に終了して入れば可能です。申請にあたっては、申請時点において「猶予になっていないこと」、「法テラス立替金の支払いが開始していること」が必要です。

Q

**法テラスの免除申請をしている間は
申請可能？**

申請できません。
審査の結果免除対象外となった場合は、子ども家庭
課（03-5432-2569）へお問合せ下さい。